

(別紙)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号)(注、昭和二十八年九月十日自丙行発第四十九号参照)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。

附則第二十六項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得

た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号)(注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号)(注、昭和三十二年十月三十一日自丙公発第十二号参照)附則第三項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第〇〇号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第〇〇号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の

例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第〇〇号附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（平成〇〇年〇〇号）（注、平成十五年六月六日総行給

第四百七十七号参照）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例（平成〇〇年〇〇号）（注、平成十八年一月十八日総行

給第五号参照）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「退職手当の額が、新条例第二条の四」を「額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職

したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百分の八十七）を乗じて得た額が、新条例第二条の四」に改め、「附則第八条の規定による改正後の」及び「附則第九条の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新退職手当条例」という。） 附則第二十五項（新退職手当条例附則第二十七項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第二十六項の規定の適用につい

ては、新退職手当条例附則第二十五項中「百分の八十七」とあるのは、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十八」と、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十二」とする。

第三条 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十八」と、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十二」とする。

第四条 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十八」と、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十二」と、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十八」と、平成□□年□月□日から平成□□年□月□日までの間においては「百分の九十二」とする。